

大宰府史跡

第5次概要調査報告書

1970-10

福岡県教育委員会

正誤表

P	I	誤	正
1	12	石積遺木葺	石積遺木葺
	14	発堀面積	発掘面積
	14	発堀期間	発掘期間
	表	60m ³	60m ²
2	3	重復	重複
	6	狭んで	狭んで
	下3	認ゆられな <small>い</small>	認められな <small>い</small>
5	12	調整の丁寧である	調整が丁寧である
12	表	戒壇下院	戒 ^ク 壇下院
		不空□索	不空賜索
	2	発 已	発 已
	"	太宰府	大宰府
	11	欠落部分	長徳二年閏七月廿日 少貳兼筑前守藤原朝臣
13	4	薩	薩
	14	鹿	鹿

大宰府史跡第5次発掘調査概要

1970 - 10

福岡県教育委員会

大宰府史跡第5次発掘調査概報

- I 調査の経過(1)
- II 検出遺構(2)
- III 遺 物(4)
- IV む す び(10)

付 観世音寺損災記録・觀世音寺長徳2年文書

I 調査の経過

福岡県教育委員会は、昭和45年度の特別史跡「大宰府」の発掘調査として、第5次調査を終了した。ここではその概要を報告し、問題点を指摘したい。

第5次調査は、觀世音寺東南地域を調査した。この地は、觀世音寺寺域を方三町とした場合に、東南の隅にあたると推定される地域である。調査地区は、県道開原一吉木線が東西方向にはり、これに直交し北に延びる小路とに挟まれた地域で、地番は筑紫郡太宰府町大字觀世音寺字跡切775の1である。

この土地は、從来水田であつたが、宅地にするために約0.5m地上げし、本年4月住宅の基礎工事を行つた。前述のように、この地域の調査によって從来不明確であつた觀世音寺寺域をあきらかにすることが可能であり、大宰府条坊制を解明する上で重要な地点であると考え、土地所有者の協力を得て本年7月発掘調査を実施した。調査範囲は、すでに建物の基礎工事がおこなわれていた關係から、敷地面積のうちで建築面積およびその周囲を除いた地域の小範囲に限定された。調査の結果、築地2、石積遺構、柱穴等を検出したが、それらはすべて平安末から中世の遺構であり、それ以前の遺構は認められなかつた。

調査地区的発堀面積と発堀期間は次の通りである。

次数	調査地区	面 積	期 間
第5次	6KKZ - F	60m ²	1970.7.10~1970.7.30

Ⅱ 検出遺構

調査地区に東西方向のトレンチ1と南北トレンチ3を設定し発掘調査した。その結果、4回に及ぶ焼土・灰層の堆積とそれに伴う整地面が各トレンチにおいてみられた。

まず旧水田面から約5.0cmでオ1層にあたる。この整地面に柱穴が重複しながら認められ、また現在の道路に平行に石積遺構を検出した。さらにオ1層を削平すると厚い焼土面をもつオ2層になる。この面にもオ1層と同じく柱穴がみられ、さらに南北トレンチにおいて新旧2時期の東西方向の築地を検出した。第Ⅲ層は薄い焼土層で、間隔を狭んで、第Ⅳ層(焼灰層)がある。焼土の堆積層で部分的に厚薄があるが、総じて調査地区的東端に厚く認められた。この層に被覆されたオV整地面に南北方向の築地1を検出した。オVI層は、砂と礫の互層であり、遺構面は認められなかつた。

(1) 築地

東西方向の築地(1)および(2)は、オⅢ整地面につくられ、ほぼ同位置で新・古2回の語でかえがおかとなわれている。この遺構の上にオⅣ灰層が堆積している。古期の築地(2)は、基底部幅2.25m、寄柱は梁間方向の心内で2.05mをはかる。この寄柱は内、外とも花崗岩の礫石を用いている。

この礫石は内(北側)、外(南側)側ともに30×35cm程の扁平な長方形で、著しい加工はみられず、柱座はない。この築地の寄柱穴と重複して新期の築地(1)がある。この築地は基底部幅2.20m、寄柱は梁間方向の心内で1.97mである。古期の築地より約20cm南へよっている。この新期の築地の寄柱は、古期のそれと異なり、内側のみ礫石を用い、外側は掘立柱としている。また内側の礫石の表面は赤化し、熱を受けたことをものかたつてゐる。さらに築地積土面の、とくに寄柱の間の部分に固い焼土の堆積が認められ、なかにはブロック状をなし焼瓦片と考えられるものがあつた。従つて新期の築地は、火災のため崩壊したと考えられる。また瓦は、全く発見できないので、この築地は草葺ないしは板葺である。なお雨落溝は確認できなかつた。またこの新・旧の築地は、わずか1.1mの長さを検出したにすぎないので、方位・平行等は不明である。また築成土の下は、砂層と礫層の互層となり、この築地以前の遺構は確認できない。

次に南北方向の築地(3)は、オV整地面に築成されたもので、基底部幅3.10m、寄柱心は梁間方向で2.27mをはかる。築成土は灰を含んだ粘質土および砂質粘土であり、版築はしていない。また中央部には巾0.6mの黄色粘土が帯状に敷かれているのを検出した。

寄柱はいづれも掘立柱で、外側(東)の柱穴には挿入の根石状の石が充填されていた。また瓦は認められない。この築地方位は真南北から西へ約8°ふつてゐる。しかし検出範囲が小さいので正確なことは云えない。築地築成土の東半部は砂礫層で被われ、その上をオVI灰層が被覆している。このことは、現在東150mのところを流れる三笠川が、かつてこの築地付近まで氾濫したこと

示唆させる。築地を被う才IV灰層中の遺物は、平安時代終末期のものを主とし、後述する巴文の軒平瓦1点を含んでいる。さらに築地積土中の土師器は、11-12世紀に比定できるものが多い。またこの築地の築成以前の土層は、黒色粘土層と砂礫層であり、築地築成以前のこの地域は、三笠川の氾濫原と考えられる。この築地の崩壊後は、この場所に築地は築成されていない。従つて前述の東西方向の築地(1)、(2)の存在したときは、この場所には南北方向の築地は確認できない。

(2) 石積遺構

東西方向の築地(1,2)の南側に平行して石積遺構を検出した。いわゆる乱石積で、花崗岩の自然石を高さ約50cmほど積みあげ、南の面をそろえている。この石積は才1層を切りこんで、構築され、上面は床土に及んでいる。従つて既述のように東西方向の築地は才Ⅱ層に築成されたものであるので、この石積遺構との関係はないと考えられる。遺構の検出範囲が幅わずか1.1mにすぎないので、明確なことは云えないが、現在の県道とほぼ平行につくられたものであろう。それはすでに才3次調査として確認した成果、すなわち、現在の県道の下は平安時代以降、溝であるという所見を考えあわせると、今回検出の石積遺構は、その溝の北岸の護岸のためのものであろう。

出土遺物からみれば、近時のものではなくして、才1層出土遺物と同様のものが、石積の間などから検出した。

(3) その他の遺構

才1層から重複した柱穴を検出した。いずれも径20cm、深さ10cm位であり、その密集度からみて、東西方向の桟列様のものが考えられる。同様に才Ⅱ層においても、才1層より少ないが柱穴を検出した。しかし、特に遺物としてのまとまりは想定しにくい。さらに調査地区の東において才Ⅲ層に掘りこまれた掘立柱柱穴2を検出した。これは間尺24.0cmで、その方位は南北方向の築地と同じく西に約8m離れている。しかしながら住宅敷地内に調査を拡張することができないので、完掘することができなかつた。

三 遺 物

(1) 土 器

土器は、オ I 層～オ V の各層より土師器、須恵器、瓦器質土器、青・白磁器などを検出した。このうち量的みると土師器が大多数を占め、青磁がこれに次ぎ、須恵器はオ VI 層から少量の出土をみた。器形は、杯、碗、皿、甕、鍋、擂鉢型土器、火合などである。

a 土 師 器

杯、皿、碗、鍋などの器形があるが、杯、皿が圧倒的に多い。杯は口径 1.2 cm 前後、器高 3 cm 前後のもので、皿は口径 5 cm 前後、器高 1 cm 前後の小皿でいずれも無高台である。これらの杯と皿は口縁部にススが付着しているのがかなり多くみられるので、いわゆる灯明皿に使用されたものであろう。またすべて糸による切り離しの手法であり、糸切り痕の上に縦状の圧痕を有する。さらに両者とも口径、器高が揃つており一定の規格性を窺知することができる。これらはオ I 層からオ V 層にわたる各層より普遍的に出土した。そしてそのほとんどが各焼土層中に含まれたものである。出土量が目立つて多いのはオ I 層からオ III 層までであり、オ IV 層ではかなり少くなり、オ V 層にいたづては、ごく少量しか認められなかつた。しかしこれら無高台のものに代つて、オ IV 層とオ V 層からは高台付の碗が少量ではあるが共伴している。この中には、いくつか瓦質のものも含まれている。オ VI 層からはこの種の土師器は一片も出土をみず、須恵器の小破片と円面鏡の破片を出土したのみである。このことからオ VI 層はこれより上層、すなわちオ V 層を含む上層とは、かなりの変化がみられる。

以上概略を述べたが、さらに今回の調査は、かなり明確な層位で遺物を出土したので各層ごとに詳述し、また最も出土量の多かつた杯を中心考察したい。

オ I 層

この層からは、杯、皿の他に擂鉢型土器、土鍋、および火合等の土器を出土した。杯については、図①②とも口径 1.2 cm、器高 3 cm とほぼ同じ大きさである。この 2 つに共通してみられる特徴は内底の中心が強いナデのため凹状に薄くなつてゐることである。このことは、その他のものにも一般的に云える。①では底部から口縁部への立ち上がりは、底部近くでやや外反し、口縁は丸味をおびてゐる。②は①に比較して体部下半が直線的に立ちあがり、中位から大きく外反して口縁にいたる。この特徴は①においてもみられ、オ II 層以下のものと分つ点である。胎土は精製され、焼成は堅緻である。また底部にみられる縦状の圧痕には、一定した形状は認められない。

オ II 層

オ II 層の土師器では、杯、皿以外の他の器形はみられない。図③④は口径、器高ともオ I 層出土

のものとはほぼ同じであるが、内底中心の強いナデによるへこみはみられず、また立ち上りは似ているが、口唇部は薄くつまみ上げている。④も口縁部の手法は③と同じであるが、立ち上がりはほぼ直線的である。胎土、焼成については、オⅠ層のものと変らない。底部の簾状の圧痕についてもオⅠ層と同じく一定の規格性はないが、⑤は例外で、その痕跡は認められない。

オⅢ層

この層でも杯、皿以外に土師器はみられない。ここでもオⅠ・オⅡ層のものと口径・器高に変化はなく、⑤の立ちあがりは、ややふくらみをもち、口唇部付近でわずかに外反する傾向を示す。

また器壁が樽くなつてくる。胎土は砂粒の混入が目立つてゐる。

オⅣ層

杯、皿のほか高台付の碗が1個出土している。④は全体的に薄手であり、⑤にみられるように口縁部付近でやゝ外反し、口唇部は薄くつまみ上げている。内底部は、強いナデ調整であり、簾状の圧痕もかなり強く残つてゐる。胎土、焼成とも良好であり調整の丁寧である。

オⅤ層（紫地積土）

オⅤ層では、これより上層のものとかなり変化がみられる。⑦は口径13cm、器高4.5cmで、やや大きくなり、器壁は強いナデで薄く仕上げられている。胎土は精製され、焼成も堅敏である。内底は強いタテナデで底の厚さは比較的薄く平らである。簾状の圧痕は深く、内底部のナデ調整との関係も考えられる。特に顕著な変化は高台付の碗⑨⑩⑪が少數であるが出土し、杯、皿の類が少なくなつてくる。

高台付の碗には瓦質のものも含まれる(⑪)。これには底部に簾状の圧痕がみられる。⑫は茶赤褐色を呈する軟質の土器である。高台は、外反し、先端は円く仕上げている。⑬は茶褐色の堅敏な焼成で、高台は⑨⑩に比べて厚く、接合部は、やや粗雑である。

オⅥ層

この層は砂礫の堆積層で粗砂と表を含んだ砂が瓦層になつてかなりの厚さになつてゐる。この層から土師器は発見できず、須恵器の小破片と円面鏡の破片を検出したのみである。

終りに以上のべた杯型土器について特徴点をまとめてみたい。

- ① オⅠ層からオⅣ層までは全体的にみると器形に大きな変化はみられず、微妙な相違点を指摘できるにすぎない。そのなかで、オⅠ層とオⅡ層以下のちがいは比較的明瞭である。すなわちオⅠにオⅠ層のものは、体部下半で直線的に立ちあがり、中位から外反する特徴をもつてゐる。それに対しオⅡ層以下は、底部から直線的あるいはややふくらみをもつて立ちあがり、口唇部で変化がみられる。オⅡの相違点は、オⅠ層のものは内底部が凹状を呈することである。これはオⅡ層以下には

みられない特徴点である。

- ② 土器整形技法上については、オⅠ層～オⅣ層までは、すべて糸切によつているが、オⅤ層において糸切り技法とヘラ切り技法が共存している。しかし後者の割合は少い。
- ③ オⅠ層～オⅣ層までの土器器は、杯と皿の2つの器種に限られ、いずれも高台を付けていない。はりつけ高台は、オⅤ層の筒形土器においてはじめてみられる。オⅤ層は有高台と無高台が共存している。
- ④ 杯の大きさをみると、オⅠ層～オⅤ層まで口径、器高とも一定の法則的变化はみられない。
- ⑤ オⅠ層～オⅥ層までの年代は、遺物、遺構等をも合わせ考へて、オⅠ層は室町時代後半、オⅡ層～オⅢ層は鎌倉～室町時代前半、オⅣ層は鎌倉時代、オⅤ層は平安時代後期にそれぞれ比定できよう。

セ 磁器

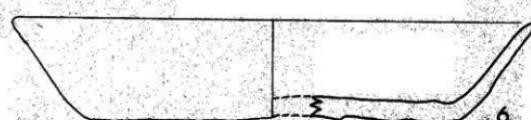
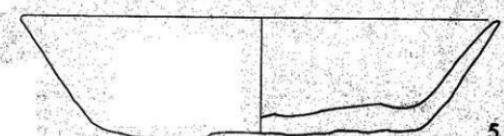
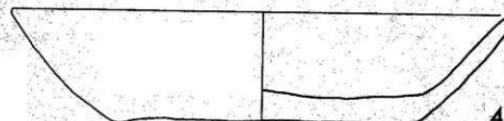
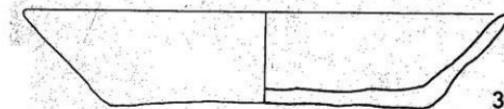
青磁および白磁は各層より出土したが、とくにオⅤ層に多く、オⅠ層がそれに次ぎ、オⅡ、Ⅲ層は比較的少ない。あきらかに別個体の口縁の数をしらべると、オⅤ層は30片、オⅠ層は8片、オⅢ層はあわせて5片である。いまオⅤ層とオⅠ層の出土品を比較してのべよう。

オⅤ層には碗と杯の2つの器種がある。碗型の白磁は太く短い直立する削りだし高台と口縁部を折り返し肥厚させる特色をもつ。また青磁は、いわゆる蓮華文の先端が尖り、輪が比較的明瞭であるが、オⅠ層の同種のものは、蓮華文が不明瞭でにぶい。他方無高台の杯型の白磁は底部からほど直線的に立ちあがる。この器形はオⅠ層にもみられるが、オⅠ層の杯は口縁を外反している。また同じくオⅠ層には、高台付の杯（青磁）の口縁部を、やや内湾ぎみに折り曲げる器形があるが、これはオⅤ層には認められない。細葉は、オⅠ層のものはオⅤ層のものと比較して、やや厚目にかかつている。その他オⅤ層からは、白磁の杯¹⁴で口唇部に脚がかからず、2次的にスヌの付着している灯明皿として使用したもののがみとめられ、さらに天目の中片も検出した。

「 摺鉢型土器

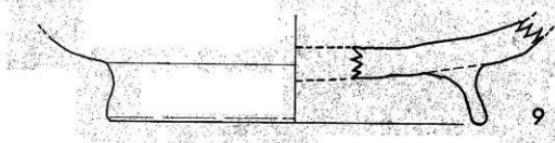
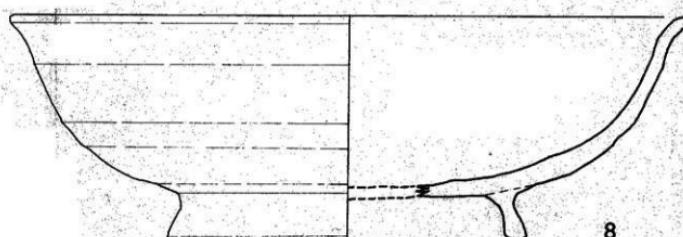
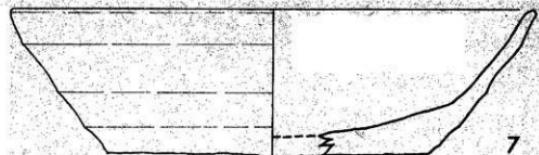
5点出土し、1点を除いてはいずれも小破片で全形をしり得ない。出土した層位はオⅠ整地層と床土からである。胎土から土師質の瓦器と須恵質の瓦器の2種類に分けられる。

土師質の瓦器は2点あり、全形を知り得る一点は、復元口径31.0cm、高さ12.7cmをはかり、小さな底部から直線的に口縁部にいたり、口唇はわずかに肥厚する。胎土は砂粒の混入が多く焼成も悪い。調整は内外面とも刷毛をもち、口縁部と底部は横ナデをしている。内面の櫛状目は、浅く6本を一单位として9ヶ所に施文されている。外面全体にスヌ状のものが付着し、煮炊きに使用したと考えられる。須恵質のものは、いずれも小破片であり、形状は土師質のものと同じであるが



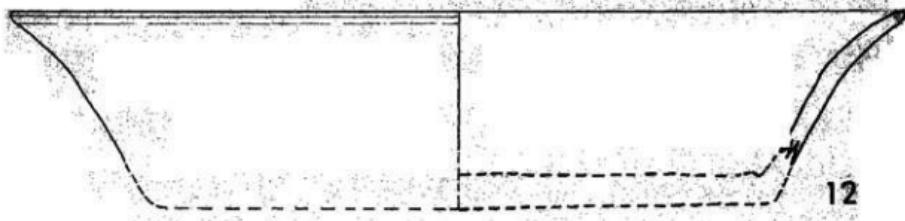
1

1~6 土耕層
1.2 #1層 3.4 #2層 5 #3層
6 #4層

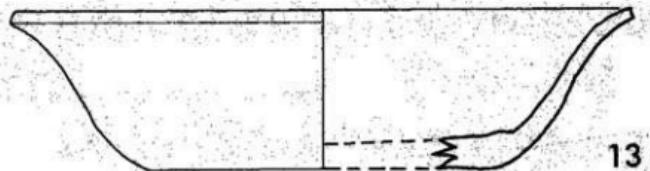


1

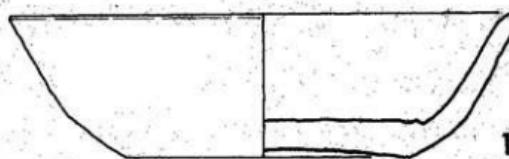
7~10 土耕層
11 草質土耕
7~11 #5層



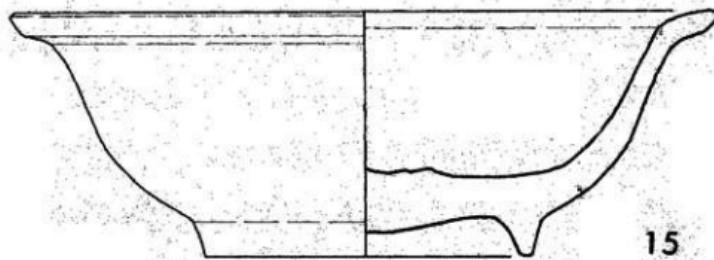
12



13



14



15

1
—

12~14 白磁

15 青磁

12 才1層

13 才2層

14 才4層

15 才1層

備状施文が5本を一単位としたものがある。

4 火 壈

破片であるが3点出土した。灰白色を呈する瓦質の土器である。その内の1点は内、外面をヘラでみがいており丁寧を作りである。口縁部のみで全体の形状は不明であるが、おそらく大宰府蒲城出土のそれと同種のものであらう。3点の復元口径は約22cm、36cm、39cmである。いずれも器面の口縁部付近に菊花状文を押捺しているが、スタンプの種類はそれぞれ異つている。出土した層位はすべて才1層からである。

5 土 鍋

才1層よりほぼ完形の土鍋一点を出土した。口径約24cm、高さ11cmをはかり、丸底の底面の厚さは4mmで、底部からゆるいカーブで口縁にいたる。口縁部はやや肥厚し内反している。調整は比較的丁寧で、特に内面は太い刷毛で仕上げている。外面は全面にススが付着し黒褐色を呈している。その他、滑石製の鍋の小片を才N層および才1層から検出した。

(2) 貨幣

ごく少數であるが、土器等の遺物に伴つて貨幣が出土した。出土総数は原形をとどめるものを含めて約20余枚で、そのうち判続可能なものは14枚である。そのほとんどが北宋銭であるが、唐銭と明錢が各1枚づつ出土した。出土した層位は才1層から才N層にわたる各焼土層中からであり、才V層、VI層からは、1点も出土をみなかつた。出土の数量は、少なかつたが、土器の時期を考える上で一つの基準となろう。各層位と発見貨幣との関係は別表に示す通りである。発掘面積が小さいので、この関係から年代を決めるとは危険が伴うが、一応の目安として、各層位の上限を考えみたい。才1層は永樂通宝の発見により、15世紀前半を通り得ない。同様にして才N層は、元祐通宝から11世紀後半を、才V層は皇宋通宝から11世紀をそれぞれ通り得ないことになる。

しかしながら、これらの主として宋銭の製作年代と、わが国への流入の間に一定の期間を入れて考えねばならないのは当然である。現在までのところ、宋銭と年紀の明確な遺物と共に共存する確実な資料は、京都府花背経塚における仁平3年(1153)銘の経筒と北宋銭の併出とされている。また和泉横尾寺経塚から保延5年(1139)在銘の経筒とともに北宋銭が埋納された形跡もある。こうした例よりみれば、北宋銭のわが國への流入の時期を12世紀前半におくことは許されるであろう。製作年代と輸入との年代差を決めるることは、現在の段階では困難であるとしなければならない。再び出土した貨幣をみると、淳化元宝から元祐通宝まで比較的近接した製造年代にある。このことはこれらの北宋銭が、個個ばらばらでなくして、同時にわが國に流入したこととも考えられる。むしろその可能性は、十分に考慮されなければならないであろう。従つて層位と貨幣との関係で云

えることは、才Ⅳ層が少くとも12世紀前半を通り得ないということと、才Ⅰ層が15世紀前半より古くならないことの2点である。

層位別発見貨幣

貨幣名	層位	床	土	才Ⅰ層	才Ⅱ層	才Ⅲ層	才Ⅳ層
開元通宝 (621～740)		1					
淳化元宝 (990)						1	
咸平通宝 (998～1005)						1	
景德元宝 (1004～1007)							1
皇宋通宝 (1034)			1				1
嘉祐通宝 (1056～1063)						1	
熙寧元宝 (1068～1077)			1			1	
元祐通宝 (1086～1093)						2	
元祐通宝 (1086～1093)				1			1
永樂通宝 (1403～1424)			1				

(3) その他の遺物

a 紡錘車

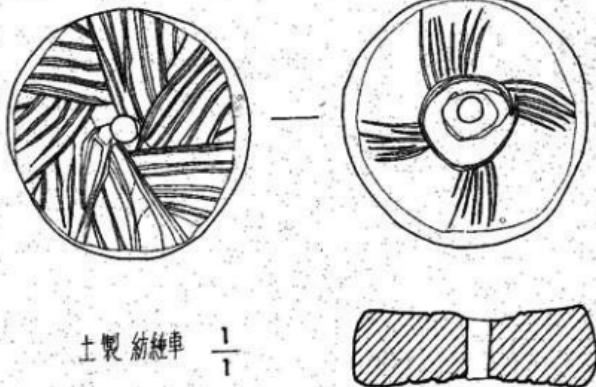
オ1 整地層の柱穴内より土製の紡錘車1ヶを検出した。粗雑な作りで両面にヘラで線刻している。他面は櫛目状のものである。直径4.5cm、厚さ1.3cmである。

b 鉄製品

腐植が著しく形状は、不明であるが、製品とわかるものの多くは、四角の断面をもつ角釘である、数量は約20余本である。各層より普遍的に検出した。

c 瓦

瓦は耕土、オ2層などから少量出土した。軒瓦は3種3点でいずれも平瓦である。南北築地を被覆するオ4層の焼灰中から発見した軒平瓦は、平瓦の先端を折り上げて、軒平瓦としたものである、瓦当面は巴のスタンプを1つ1つしつけて文様としている。太宰府町蒲城D-5区4層および同Eトレンチから類品が発見されている。他の2点のうち、1点は老司の2式の軒平瓦で耕土から、他の1点はオ2層から出土した平安後半期のものである。



IV むすび

以上遺構、遺物について述べたが、ここではそれらを総合して、各層位とそれに伴う遺構の年代および性格について若干の考察を加えたい。

(1) 既述のように層位は、表土からオI層～オVI層までに分けられる。各層から出土した土器および貨幣を基準として、各々の年代を考えてみたい。まずオI層は、永楽通宝の発見により15世紀前半を通り得ない。またその下限については明確ではないが、近世の陶器をわざかに発見し、磁器は見出しえなかつた。従つてオI層は15世紀から16世紀にわたるものであろう。ついでオV層の築地積土内から検出した高台付の埴籠土器は、すでに、オ1次調査としてその概要を報告した政府南門の瓦敷地層発見のそれ、あるいは中門西の大火災後に整地された層発見のものに類似している。従つてこれらは10世紀の後半から11世紀にかけてのものと思われる。さらにこの年代を限定する資料として、後述するように長徳2年(996)に觀世音寺に施入された土地が、この地にあたる可能性が強い。従つてこれらをあわせ考えると、オV層は10世紀～11世紀前半にその上限を求めるべきである。さらにこの築地を被覆するオVI焼灰層中の遺物を検討すると、多くの平安期後半の土器と共に、巴瓦を一片検出した。この瓦の年代は後に決め難いが、鎌倉期として大きな誤りはないであろう。従つてオV層の下限とオVI層の上限は鎌倉期に求められよう。オVI層の下限とオIII、オIIについては年代を決める明確な資料に欠けるが、オI層とオVI層に挟まれた13世紀から15世紀の間に、言い換えれば鎌倉から室町時代にかけての時期が与えられよう。もちろん当初において述べたように、諸般の事由から発掘調査面積が極めて限られた小範囲のために、多くの遺漏があることは否定できない。

重ねて、この想定される年代を各遺構との関連で述べるならば、長徳2年の觀世音寺施入以前のこの地は、最下層のオVI層にみられるように、御笠川の氾濫原となっていたとおもわれ、奈良時代の遺物を少量検出した。觀世音寺文書にあらわれる「荒地」「無人居住」「未人寄住」の状態を示している。やがて觀世音寺領として施入後、オV整地面に南北方向の築地が造成され、その間、築地断面に認められる砂礫の堆積は御笠川(大野川)の氾濫によつて、土砂の害をうけたことを示唆するが、ともかくも平安時代後半期にわたつて存続し、その後平安末ないしは鎌倉時代に火災のため崩壊した。その後はこの場所に築地を造成することは全くなかつた。その後室町時代になつて、東西方向の築地が、現在の県道に平行してつくられ、2回にわたる建て替えを経た後、オVI焼灰層によつて示されるごとく、これまた火災のため崩壊し、それ以後は修補されなかつた。さらにその後、この築地と平行の位置に護岸のための石積が造成されたことになる。

(2) 終りに、今回の発掘調査が大宰府郭内の条坊復元上、重要な事について述べたい。大宰府郭の条

坊復元案は九州大学鏡山猛教授により提出されている(註1)。これによると、今回の発掘区は4条7坊の東南隅にあたり、同じ条坊呼称の地が、長徳2年(996)觀世音寺へ新施入された古文書が残存し、条坊復元の有力な資料となつてゐる。

発掘の結果は、それを否定すべきものは無かつた。

即ち

- ① 造構は、既述した如く、奈良時代まで確實に遡れるものはなかつた。
- ② 最も古い造構の下には発掘区全体にわたつて、厚い砂の層があり、河川の氾濫や流入のおよんだ事を示している。この二点は、文献が長徳2年以前の4条7坊、8坊の状況を記述する「無人居住」「荒地」「未人寄住」「徒以荒蕪者」「荒野」や周囲について記述する「東限大野河南限同河」「東限南大野川」を予想せしめる。(註2)

発掘面積が限られたために、それ以上「この地が4条7坊の東南隅である」と積極的に言う事は出来ない。築地(1)、築地(2)、石積造構が近接して平行して作り換えられている事は、同じ機能が長期にわたつて必要であつた事を示し、これ等造構の南側に今日でも太宰府内の主要交通路である県道開闢 - 吉木線と同様な主要路の存在が見える。

なお今までの大宰府城で行なつた発掘調査で検出した造構のうち、条坊復元に何らかの資料となるのではないかと思われるものを、

「大宰府城内発掘調査結果概念図」として掲げた。

(註1) 鏡山猛『大宰府都城の研究』風間書房 昭和43年6月

(註2) 文獻は東京大学所蔵の觀世音寺文書である。資料として竹内理三編『大宰府・大宰府天満宮史料(巻四)』所載のものを別に掲げた。

付1. 観世音寺損災記録

天平 18	6月	746	觀世音寺造營成る。	元亨承書
貞觀 2	9月14日	860	大風により筑紫觀世音寺の造瓦屋 大破	延喜五年賁財帳
△ 13	8月13日	871	五重塔、北檜皮葺、板葺、鐵屋等 中、大破	同 上
元慶 3	9月	879	大風により北檜皮葺、東方草葺 板金、政所院、東檜皮葺板倉等頽 倒、中、大破す。	同 上
△ 4	8月 8日	880	大風により大門、戒壇院、大衆屋、 政所院、才二檜皮葺板倉等頽倒、 大破す。	同 上
△ 8		884	中門、南方に傾くこと三尺、この 年修理完了す。	同 上
康平 7	5月13日	1064	觀世音寺講堂塔回廊焼亡す。	不空 索觀音像胎内銘扶桑 略記本朝世紀百錄抄
治暦 2	11月28日	1066	觀世音寺復興成り講堂一字を造る	扶桑略記百錄抄
康和 4	8月27日	1102	大風により觀世音寺金堂、戒壇院回 廊南大門等頽倒す。	平安遣文 1659号
康治 2	6月21日	1143	觀世音寺金堂回廊等焼亡す。	百錄抄本朝世紀一代要記、 平安遣文 2649
承久 3	7月12日	1221	觀世音寺本尊不空駕索像頽倒 破壊す。	觀世音寺不空駕索觀音像銘

付2. 観世音寺長徳2年文書

長徳二年閏七月廿五日 癸巳、太宰府、觀世音寺の諸に依りて、那地一町三段を、同寺領に組入せし
む。

〔東京大学所蔵文書〕

府牒 觀世音寺

施入 那地一町参段事

左鄰四条七坊八坊内

四至 東限大野河 南限同河
西限寺大門 北限大路

(件地水為仏地統専)

牒 得彼寺牒状外、件地相交寺家領地之中、無人居住、依事功徳、被判加、
未

来牒者、依請施入如件、寺察之状、永寺領、故牒、

五十
長徳二年閏七月廿二日

〔東京大学所蔵文書〕

左邻
右鄰

勘申擬世音寺請申地壱町參段荒地有矣事

在四至請文

右、件地内東三段、府掌中臣助保住所、請申早了、但西口一町者、以先日前專當僧靈請申之日
依上外題勘口已了状、而未人寄住、抑可隨处分、仍勘申、

長徳二年冬七月廿五日 郡非遠近江近正

勝 在判

檢郭使額田

在判

件地、為寺家門前、徒以荒蕪者、永為寺領之由、成府判了、猶給府牒了

〔東京大学所藏文書〕

觀世音寺牒 大府

書

請被加入寺家所領四至內相交郭地壱町參段狀

在左郭四条七防西角八防北西角

(マメ) 東限南大野川 建西寺大門
四至 脇戊亥角寺領既垣 沿北大路

牒、件地相交寺地と郭地之中、荒蕪地也、而無住人、徒為荒野也、今須依事善根、被判加、件地
水為仏地、既尽未来際、今雖伏、謹以牒、

長徳二年冬七月式拾五日 都羅那法師 在判

講師大法師 在判

都羅那法師 在判

說師大法師 在判

上座法師 在判

上座法師 在判

寺主法師 在判

寺主法師 在判

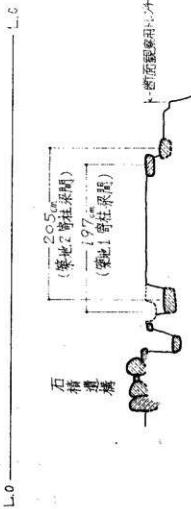
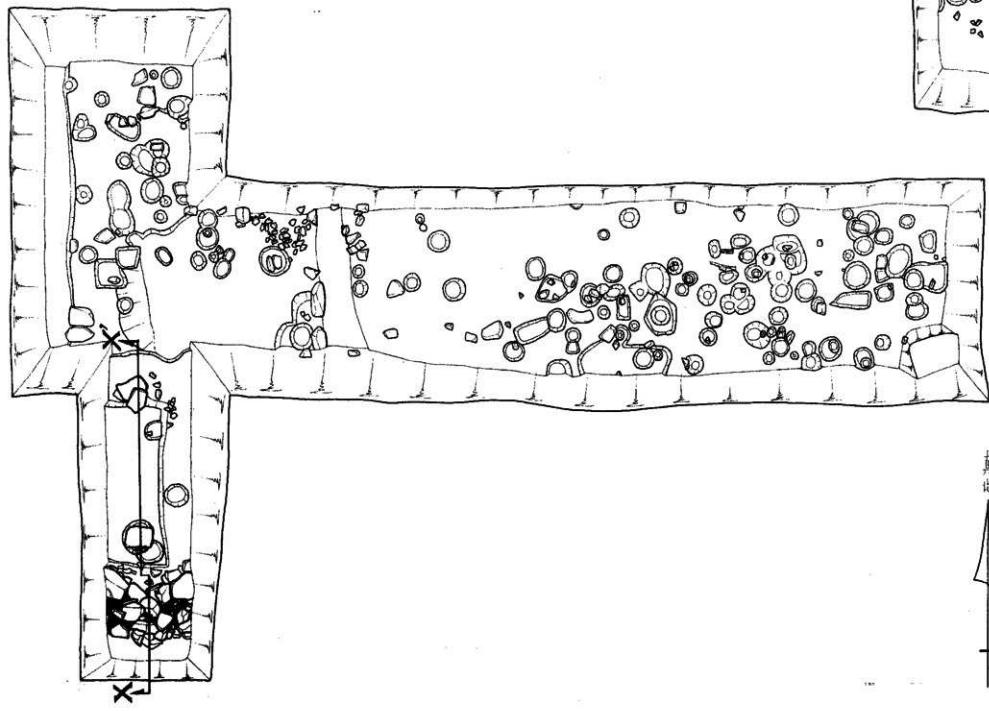
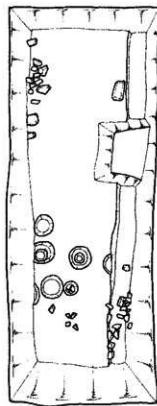
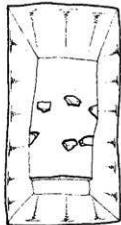
別當大監原 在判

大典刑部



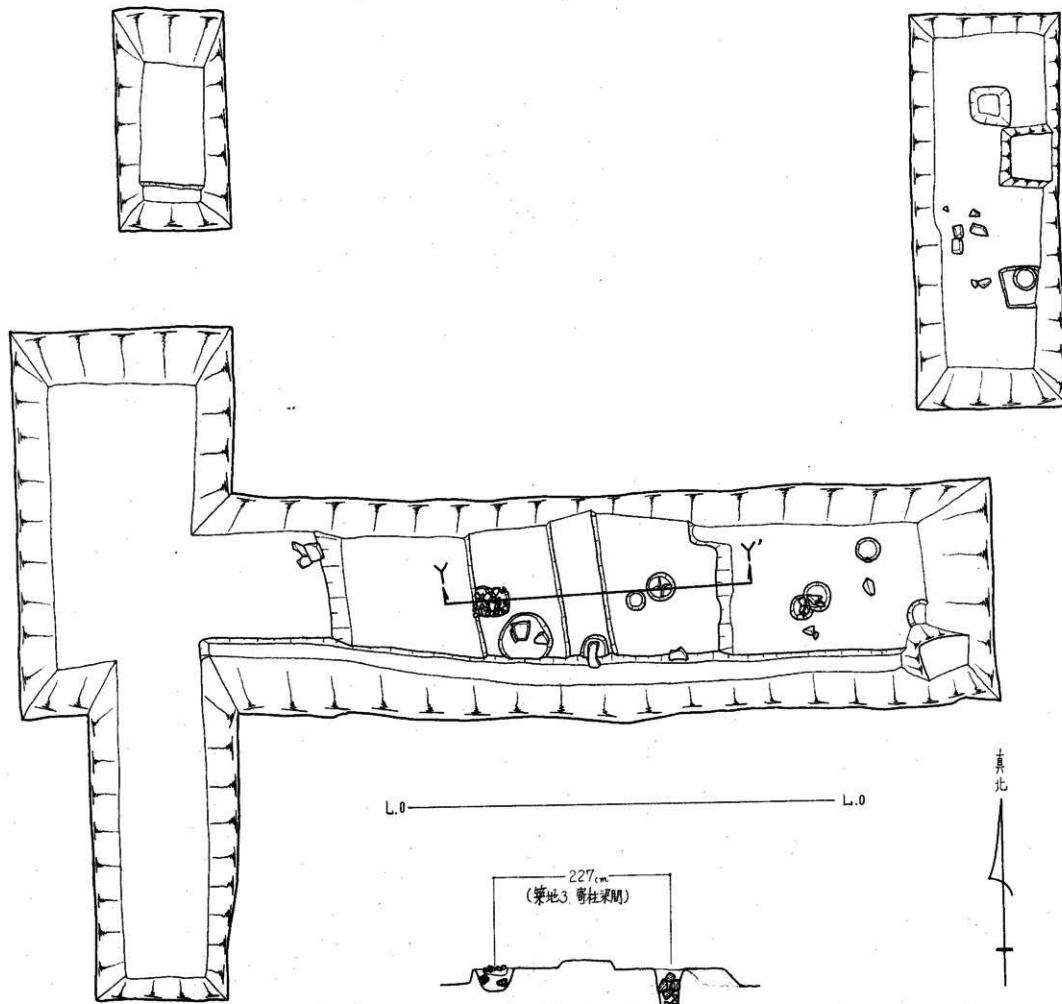
第5次調査 実測図 上層図 1/50

1 2 3 4 5m



第5次調査 実測図 下層図 1/50

0 1 2 3 4 5m



大宰府域内発掘調査結果概念図

※ N,S,E,Wを付した距離数値は、発掘調査のために真南北東西方向に都府楼上に設けた座標軸を基準にして、それぞれ北南東西への距離を示している。(単位 m.)

